

建築設備等の定期検査報告について



1 定期報告制度とは

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません（第8条第1項）。さらに、政令に定められた建築物・建築設備等の所有者・管理者は、定期に、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません（第12条）。

防火シャッター等の「防火設備」が適切に作動、閉鎖しなかったことにより多数の死者が出た火災事故を鑑み、定期報告が必要な建築物や病院、就寝用福祉施設等に設置されている「防火設備」についても、「毎年」の定期報告が必要となりました（平成30年度から施行）。

2 定期検査報告の対象と報告時期

建築設備等の種類	建築設備等の詳細	報告時期
防火設備 (随時閉鎖式のもの(※1))	①定期調査報告を要する建築物の防火設備 ②防火設備の設置が義務づけられる建築物のうち、病院、有床診療所、就寝用福祉施設（該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの）の防火設備	毎年 6月1日から 11月30日まで(※2)
昇降機	①エレベーター(※3) ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機(※4) ④乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(※5)	毎年 検査済証の交付を受けた日の属する月に応答する月の初日から末日まで(※6)
遊戯施設	①ウォーターシュート、ウォータースライド、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

※1 常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備は、報告の対象外です。

※2 令和2年度より報告時期が変更となりました。

※3 一戸建住宅又は共同住宅の住戸のホームエレベーター及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第六号に規定するエレベーターは、報告の対象外です。

※4 テーブルタイプは、報告の対象外です。

※5 一般交通の用に供するものは、報告の対象外です。

※6 建築設備ごとに報告時期が異なります。

3 定期報告書の提出先・お問い合わせ先

・防火設備

高崎市 建設部 建築指導課
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 市庁舎11階
電話 027-321-1271 FAX 027-323-5296

・防火設備以外

一般社団法人 北関東ブロック昇降機等検査協議会を經由
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町12 FLECTO 8階
電話 03-3518-5820 FAX 03-3518-5822

4 定期調査・検査の資格を有する者

建築物・防火設備の定期的な調査・検査は、専門技術を有する資格者が行う必要があります。

【建築物の調査を行うことができる資格者】

一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員

【防火設備の検査を行うことができる資格者】

一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員

5 定期報告書の提出部数

報告前3か月以内に行った検査について、提出してください。

- ・定期検査報告書 2部
- ・検査結果表 2部
- ・検査結果図 (A3) 2部
- ・関係写真 2部 (「要是正」の項目がない場合は省略できます)
- ・定期検査報告概要書 1部 (建築指導課窓口にて公開されます)

※2部のうち1部は、後日、定期報告済証と一緒に返却されます。

※定期報告済証は、建築物の入口等見やすい場所に掲示してください。

※郵送での提出も可能ですが、その場合は、副本の返送用封筒 (切手貼付け済) を添えてください。

6 定期報告書の書式

以下のURL (高崎市建築指導課ホームページ) からダウンロードできます。

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/2724.html>

7 注意事項

・定期検査報告対象特定建築設備等届

報告対象となっていなかった防火設備が、当該建築物の使用再開、用途の変更その他の事由により対象となるときは、使用を再開する7日前までに、「定期検査報告対象特定建築設備等届」と対象となる内容が分かる資料を2部提出してください。

・定期検査報告対象特定建築設備等に該当しなくなった旨の届出

報告対象の防火設備が、当該建築物の除却や営業休止、用途変更等により報告対象でなくなったときは、「定期検査報告対象特定建築設備等に該当しなくなった旨の届出書」を提出してください。

・改善報告書

検査結果表において、「要是正」の項目がある場合は、定期報告済証は発行されず、当該項目の改善を依頼する旨の文書を通知します。改善が完了しましたら、「改善報告書」と改善内容が分かる写真・資料等を2部提出してください。

8 未報告又は虚偽の報告

建築基準法第101条第1項第二号の規定により、虚偽又は未報告の場合、100万円以下の罰金に処せられる恐れがあります。

9 その他

定期検査報告書の報告時期について

建築物等が建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項 (第87条の2において準用する場合を含む) の規定による検査済証の交付を受けていない場合は、建築指導課へお問い合わせください。